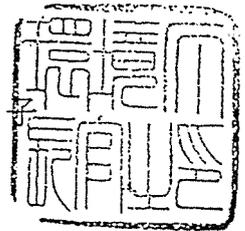




諮問第11号
環水土第42号
平成6年3月10日

中央環境審議会会長
近藤次郎 殿

環境庁長官
広中和歌



農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる
場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イ
の環境庁長官の定める基準の設定について（諮問）

標記基準を設定する必要があるので、環境基本法第41条第2項第3号の規定に
基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの
基準を定める等の件第1号イの環境庁長官の定める基準を別紙のとおり設定す
ることについて、貴審議会の意見を求める。」

(別紙(抄))

次の農薬の成分の項を削る。

4-ニトロフェニル 2, 4, 6-トリクロロフェニル エーテル (別名CNP)